

10 災害時等におけるタクシーによる緊急輸送に関する協定書

鹿児島県(以下「甲」という。)と一般社団法人鹿児島県タクシー協会(以下「乙」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)における人員等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

(協定の目的)

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙に対してタクシーによる緊急輸送の協力を求めるときの必要事項について定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時等において、次条に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、乙に対し、業務の内容及び期間等を指定して文書(様式第1号)で協力要請を行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭その他の方法で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 前項に規定する協力要請は、運転手等の安全確保に配慮して行うものとし、特に災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第1条に規定する放射性物質の大量の放出により生ずる被害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、その特殊性に鑑み、放射線防護措置等の安全対策を行うものとする。

3 乙は、第1項の規定により甲から協力要請を受けたときは、甲の必要とする業務を可能な限り実施するように努めるものとし、その措置の状況を速やかに甲に報告するものとする。

(業務の内容)

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者(滞留者を含む。)及び救援者等の輸送業務
- (2) ボランティアの輸送業務
- (3) 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務
- (4) その他甲が必要とするタクシーによる支援業務

(業務の報告)

第4条 乙は、甲から要請のあった業務を実施したときは、速やかにその業務内容等を文書(様式第2号)で甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第5条 第2条第1項の規定により乙が実施した業務に要した経費等については、甲が負担するものとし、その費用は通常の実費として甲乙が協議して定めるものとする。

(費用の請求及び支払)

第6条 乙は、業務終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。2 甲は、前項の請求があった場合は、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙は、提供したタクシーが故障その他の理由により運行できなくなったときは、速やかに代替タクシーを手配して、運行の継続に努めるものとする。2乙は、第3条各号に規定する業務の実施に際し事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

(補償)

第8条乙が第3条の業務を実施した場合において、その業務に従事した者(以下「従事者」という。)が、死亡し、負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態となったとき、又はその業務に使用した車両が、汚損し、若しくは損傷したときは、甲は、次に掲げる場合を除き、その損害を補償する。この場合において、従事者に対する補償は、災害応急措置の業務従事者に係る損害補償に関する条例(昭和37年鹿児島県条例第47号)に定めるところに準じて行うものとする。

- (1) 乙又は従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 乙又は従事者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 補償の支給を受ける原因が、第三者の行為によるものであって、当該第三者からその補償を受けることができる場合
- (4) 原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)に基づき原子力事業者又は国による賠償を受けることができる場合

(緊急連絡表の提出)

第9条 甲及び乙は、協定成立の日及び毎年4月1日現在の緊急時連絡表(様式第3号)を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中に異動等があった場合についても準用する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙からの文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、鹿児島県及び一般社団法人鹿児島県タクシー協会が各1通を保有するものとする。

平成31年2月18日

甲 鹿児島市鳴池新町10番1号
鹿児島県知事 三反園 訓

乙 鹿児島市錦江町11番49号
一般社団法人鹿児島県タクシー協会
会長 羽仁 正次郎

11 災害時等におけるトラック協会による緊急輸送に関する協定書

鹿児島県（以下、「甲」という。）と社団法人鹿児島県トラック協会（以下、「乙」という。）とは、緊急・救援物資等輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、大災害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、鹿児島県地域防災計画に基づき、甲から乙に対して行う緊急・救援物資等輸送の要請に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その手続き等について必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、緊急・救援物資等輸送を実施するうえで、乙の応援を必要と認めるときは、乙に対して、緊急・救援物資等輸送要請書（別記様式第1号）により、次に掲げる事項を明示して応援を要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- （1）災害の状況及び応援を要する事由
- （2）応援を必要とする車両数、車両種類及び人員
- （3）物資積み込み場所及び取り下ろし場所
- （4）応援を必要とする期間及び活動内容
- （5）輸送品目（品目及び量）
- （6）その他参考となる事項（現場責任者等）

（実施）

第3条 乙は、甲から応援の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により応援に従事した場合は、甲に対し、速やかに、緊急・救援物資等輸送実施報告書（別記様式第2号）により、次に掲げる事項を報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合については、電話等により報告した後、速やかに、文書を提出するものとする。

- （1）応援に従事した車両数、車両種類及び人員
- （2）走行距離及び地点
- （3）その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 第3条の規定により、乙が実施した緊急・救援物資等輸送に要した費用（運賃・料金、有料道路通行料、駐車場使用料等の実施負担額）は、甲が負担するものとする。

2 運賃・料金等の算出方法については、災害発生時直前における地域の事業者の届出運賃・料金を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（事故等）

第6条 乙の供給した事業用車両が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用車両を交換してその運行を継続しなければならない。

2 乙は、その事業用車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害賠償責任)

第7条 乙は、緊急輸送中に、乙の責に帰する理由により緊急・救援物資等輸送に従事した者(同伴者を含む。)及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(補償)

第8条 第3条の規定により応援に従事した者が、応援に従事したところにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は廢疾になった場合において、災害対策基本法、災害救助法等が適用される場合は、甲は、次に掲げる場合を除き、関係法令等に定めるところにより、その損害を補償する。

(1) 応急に従事する者の、故障又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙又は応援に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合。

(3) 当該災害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、鹿児島県保健福祉部社会福祉課長、乙においては、社団法人鹿児島県トラック協会専務理事とする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の締結期間は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までとする。

ただし、期間終了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を持続する。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成14年4月1日

甲 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県
(代表者) 鹿児島県知事 須賀 龍郎

乙 鹿児島県鹿児島市谷山港2丁目4番15号
社団法人 鹿児島県トラック協会
(代表者) 会長 菊池 和則

12 原子力安全対策連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 川内原子力発電所の設置に対応し、周辺地域住民の安全確保及び環境保全を図るための対策（以下「原子力安全対策」という。）について協議するとともに、発電所周辺市町村等との連絡調整を図るため、原子力安全対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 連絡協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 原子力安全対策に関すること。
- (2) 安全協定の運用に関すること。
- (3) その他連絡協議会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 連絡協議会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(会長)

第4条 連絡協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、知事をもってこれに充て、副会長は会長が指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し連絡協議会を代表し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議には、必要に応じ関係者を出席させ関係事項について説明させ又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 連絡協議会の庶務は、鹿児島県危機管理防災局原子力安全対策課で処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、昭和57年11月11日から施行する。

附則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年10月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年10月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

職名	職名	職名
鹿児島県知事	いちき串木野市長	鹿児島県漁業協同組合連合会会長
鹿児島県議会議長	いちき串木野市議会議長	鹿児島県農業協同組合中央会会長
薩摩川内市長	阿久根市長	鹿児島県商工会議所連合会会長
薩摩川内市議会議長	阿久根市議会議長	鹿児島県商工会連合会会長
		鹿児島県医師会会長

13 鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会設置要綱

(目的)

第1条 川内原子力発電所に係る安全性の確認や避難計画の検証など原子力発電所に関する諸課題について、技術的・専門的見地から意見、助言をいただくとともに、県民に対しわかりやすい情報発信などを行うため、鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、県の要請を受け、次の各号に掲げる事項について、確認・検証を行い、必要な意見・助言を行う。

- (1) 九州電力株式会社川内原子力発電所の安全性に関する確認
- (2) 鹿児島県及び関係市町が策定する避難計画など防災に関する検証
- (3) 県民向けのわかりやすい情報発信に関する検討
- (4) その他(1)～(3)に関連し必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、知事が委嘱した委員で構成する。

- 2 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。
- 3 委員会には座長を置き、座長は、委員の互選で選出する。
- 4 座長が不在のときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代行する。

(特別委員)

第3条の2 委員会に、第2条各号に掲げる事項に係る特別の事項について検討させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、知事が委嘱する。
- 3 特別委員の任期は、当該委嘱に係る特別の事項に関する検討が終了する日までとする。

(委員及び特別委員の服務)

第3条の3 委員及び特別委員は、第2条の任務を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(会議)

第4条 座長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、説明を受けることができる。

(分科会)

第5条 委員会に、原発の安全性に関する分科会と避難計画など防災に関する分科会を設置する。

- 2 委員会は、第2条各号に掲げる事項に係る特別の事項について検討するため必要があると認めるときは、前項に掲げる分科会の他に、別途、分科会を設置することができる。
- 3 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、危機管理防災局原子力安全対策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月10日から施行する。

14 川内原子力発電所の運転期間延長の検証に関する分科会運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、鹿児島県原子力安全一避難計画等防災専門委員会(以下「委員会」という。)設置要綱第5条第3項の規定に基づき、川内原子力発電所の運転期間延長の検証に関する分科会(以下「分科会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(任 務)

第2条 分科会は、川内原子力発電所1号機及び2号機の運転期間延長に係る次の各号に掲げる事項について、科学的・技術的検証を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

- (1)九州電力株式会社が実施する特別点検及び劣化状況評価
- (2)九州電力株式会社が策定する施設管理方針
- (3)前二号に関連し必要な事項

(分科会委員)

第3条 分科会は、知事が指名する委員会の委員及び特別委員で構成する。

- 2 分科会に座長を置き、分科会委員の互選で選出する。
- 3 座長が不在のときは、あらかじめ座長が指名する分科会委員がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 座長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 分科会は、必要があると認めるときは、分科会委員以外の出席を求め、説明を受けることができる。
- 3 分科会の検討状況は、適宜、委員会に報告する。

(庶 務)

第5条 分科会の庶務は、危機管理防災局原子力安全対策課において処理する。

(廃 止)

第6条 分科会は、第2条に定める任務が終了したときは廃止するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年12月23日から施行する。

15 原子力安全対策委員会設置規程

(設置)

第1条 原子力発電所設置に対応し、周辺地域の安全対策に関する総合調整をはかるため、庁内に原子力安全対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 周辺地域の安全対策に関すること。
- (2) 環境放射線の監視計画及び測定結果に関すること。
- (3) 温排水影響調査の調査計画及び調査結果に関すること。
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副知事
- (2) 地域政策総括監
- (3) 保健福祉部長
- (4) 商工労働水産部長
- (5) 農政部長
- (6) 危機管理防災局長

(幹事会)

第4条 委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 危機管理防災局長
- (2) 地域政策課長
- (3) 保健医療福祉課長
- (4) 商工政策課長
- (5) 水産振興課長
- (6) 農政課長
- (7) 原子力安全対策課長
- (8) 環境放射線監視センター所長

(会議)

第5条 委員会は、副知事が必要に応じて招集し、会議を主宰する。

2 幹事会は、危機管理防災局長が必要に応じて招集し、会議を主宰する。

3 委員会及び幹事会には、必要に応じて関係者を出席させ、関係事項について説明させ又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 委員会及び幹事会の庶務は、原子力安全対策課で処理する。

附則

この要綱は、昭和57年11月11日から施行する。

附則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

16 鹿児島県環境放射線モニタリング技術委員会設置要綱

第1 設置

川内原子力発電所周辺地域の環境放射線監視測定について、学識経験者の意見を聞くため鹿児島県環境放射線モニタリング技術委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事項について必要な指導・助言を行う。

- (1) 環境放射線監視測定の計画及び結果に関すること。
- (2) 環境放射線監視測定上必要な技術的事項に関すること。

第3 委員

- 1 委員会は、環境放射線に関し学識経験のある者により構成する。
- 2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4 会議

- 委員会の会議は、危機管理防災局長が招集する。
- 2 会議には、座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
 - 3 座長は、議事を整理する。
 - 4 会議には、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことがある。

第5 庶務

委員会の庶務は、危機管理防災局原子力安全対策課において処理する。

附則

この要綱は、昭和56年7月3日から施行する。

附則

この要綱は、昭和58年1月19日から施行する。

附則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年6月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。